

地区社会福祉協議会 高齢者福祉基金造成交付金

(目的)

この交付金は、亡 小池きゑ子氏の遺志を継ぎ、高齢者福祉事業に資する地区社会福祉協議会の活性化を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により繋がりの薄くなった高齢者同士の関係を再構築するなど、地区社会福祉協議会を基盤として地区住民自らが地域の高齢者福祉課題を解決するため、創意工夫し企画した事業に要する経費に対して、充当できるよう基金造成するための交付金を予算の範囲内で交付することを目的とする。

(交付対象者)

地区社会福祉協議会

(交付年度)

令和5年度

(交付額)

地区社会福祉協議会あたり100万円を限度とする。

(活用方法)

各地区社会福祉協議会は、交付された交付金を「地区社会福祉協議会高齢者福祉基金」として他の預貯金と別に管理する基金を造成し、次のアからウのすべてに該当する事業に対して必要に応じて充当し、概ね10年以内に事業への充当を終了すること。

- ア 高齢者福祉事業に関して自主的に実施する事業
- イ 公益性、独創性、発展性及び実現性が期待できる事業
- ウ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない事業

なお、各地区社会福祉協議会長は、毎年度、町社協で開催される「地区社会福祉協議会会長会」において、当該年度の充当計画及び前年度の充当結果を報告するとともに町社会福祉協議会長は、必要に応じて充当した事業に関する帳簿類等を確認するものとする。

(財源)

亡 小池きゑ子氏の遺志金を財源に社会福祉充実計画に計上された範囲で予算化する。

お問合せ：箕輪町社会福祉協議会 TEL:0265-79-4180 担当：小野

地区社会福祉協議会 高齢者福祉基金造成交付金 活用Q & A

Q 1 活用方法は地区社協に一任との理解でよろしいのでしょうか？

A はい、高齢者福祉事業への充当であれば、地区社協に活用はお任せします。

Q 2 充当計画について判断（内容の修正や取り消し等）がなされるのでしょうか？

A 基本、充当について事務局での判断は予定していません。

要綱第8条に規定のある地区社協会長会で計画や結果をご報告いただくのは、大切な遺志金の活用状況を会長さん同士が共有すること、また、理事会、評議員会で活用状況を報告するためです。

ただし、要綱第9条「会長は、交付金の交付を受けた者が虚偽その他の不正な手段によって交付金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すものとする。」とありますので、ご承知おきください。

Q 3 要綱第4条に規定する「高齢者福祉事業に関して自主的に実施する事業」とは？
例えば、「従来区から交付していた支援金を基金からに変更する。（区としての支出はせず基金を充てる）こと」は可能か？また、「従来行っていた花壇事業や長寿者慰安会等の予算の増額分として充てること」は可能か？

A 区の財政支出抑制のために基金を充当することは、本意ではないため「不可」とします。あわせて地区社会福祉協議会役員の飲食の経費に充当することは「不可」とします。また、花壇事業や長寿者慰安会等の予算の増額分として充てることについては、通常事業や周年事業の増強分としての充当となりますので問題ありません。各地区社協の状況に合わせて計画的に充当いただきたいと思います。

その他の事業への充当例

- ・ 高齢者防犯ブザーの購入及び補助
- ・ 振り込め詐欺防止装置の購入及び補助
- ・ 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯用防災グッズ購入及び補助
- ・ 公民館の車椅子の更新